発病日が2023年5月8日以降の場合はp.1~、 発病日が2023年5月7日以前の場合はp.19~をご参照ください。

2022年6月14日以降保険始期契約用



対象プラン

コロナお見舞い金

団体総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款、この保険契約に付帯された基本特約および特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残
	された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったも
	のまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とするこ
	とによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する
	事項を含みます。
支払事由	基本特約または特約に規定する支払事由をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷
	害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、
	吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細
	菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
	(注) 中毒症状
	継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きま
15.7	<i>f.</i>
親族	6 親等内の血族、配偶者または3 親等内の姻族をいいます。
損害等	この普通保険約款、この保険契約に付帯された基本特約および特約の
	規定により、当会社が支払うべき疾病、傷害、損害または損失等をいい
	ます。
他の保険契約	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保
等	険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。
	(注) 医師 神(四)などに何った スリヘル・神(四)などり の 医何さ ハン・ナー ハエ
	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下、
	この普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯された基本特約および特
≕1/田 ⇒	約において同様とします。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事
	情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の 実質を備える状態にある者を含みます。
保険期間	天真を備える仏態にめる有を含みます。 保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	基本特約または特約に規定する保険金をいいます。

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、この普通保険約款もしくはこの保険契約に付帯された基本特約または特約に記載の支払事由に該当した場合に、この普通保険約款、基本特約および特約に従い、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された基本特約または特約の規定によります。

第3章 基本条項

第4条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前にその原因が生じていた支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(注) 初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

第5条(告知義務)

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、この保険契約に付帯された基本特約および特約の規定に従い、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第6条 (通知義務)

保険契約締結の後、基本特約および特約に規定する通知義務に該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第8条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。

第9条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、基本特約または特約に規定する保険契約の失効に掲げる事由に該当した場合は、保険契約は効力を失います。

第10条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会 社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもっ て、この保険契約を取り消すことができます。

第11条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第12条 (重大事由による解除)

(1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に

対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に 基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせよ うとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与 をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過 大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)の③のア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた保険事故に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故(注3)の生じた後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故(注3)による損害等に対しては、当会社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険事故

(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注4) 保険金

(2)の②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第13条 (被保険者による保険契約の解除請求)

被保険者が保険契約者以外の者である場合において、基本特約または特約に規定する 被保険者による保険契約の解除請求に掲げる事由に該当した場合は、その被保険者は、 この保険契約(注)を解除することを求めることができます。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第14条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条(保険料の取扱い)

第8条(保険契約の無効)から第13条(被保険者による保険契約の解除請求)までの 規定により、この保険契約が無効、失効、取消しあるいは解除となる場合の保険料の返 還または請求については、基本特約または特約において定めるものとします。

第16条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された基本特約または特約に 定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保 険契約に付帯された基本特約または特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が 求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、疾病または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の 規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、 もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それに よって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 配偶者

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族 にかぎります。

第17条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故または発病の原因、事故 発生または発病の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、疾病または傷害の程度または損害の額(注2)、事故または発病と損害等との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、 無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について被保険者また は保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの の有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害または高度障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害または高度障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から ⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保 険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった 場合(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に 算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が基本特約または特約の保険金の請求の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

- (注3) 次の①から⑤までに掲げる日数
 - ①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第18条 (時効)

保険金請求権は、第16条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を 経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡 時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に関 する権利および義務が移転するものとします。

第20条 (保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に関する義務を負うものとします。

第21条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第22条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

医療保険基本特約

(この基本特約の趣旨)

- (1) この基本特約は、疾病保険特約、傷害保険特約またはがん保険特約等とともに、普通 保険約款に付帯され、団体用医療保険の約款を構成するものです。
- (2) この保険契約で支払われる保険金は、付帯される特約により、それぞれ次の①から③ までのとおりとします。ただし、他の特約が付帯される場合は、その特約の規定により、 支払われる保険金が追加または削除となることがあります。
 - ① 疾病保険特約が付帯される場合 疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病退院後通院保険金
 - ② 傷害保険特約が付帯される場合 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷 害通院保険金
 - ③ がん保険特約が付帯される場合 がん入院保険金、がん手術保険金およびがん通院保険金

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この基本特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

1 1 1 1 1 1 1 1		
用語	定義	
医療保険契約	普通保険約款、医療保険基本特約および特約に基づく保険契約をい	
	います。	
継続契約	医療保険契約の保険期間の終了時(注)を保険期間の開始時とする医療保険	
	契約をいいます。	
	(注)保険期間の終了時	
	その医療保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた場合はその解	
	除時とします。	
初年度契約	継続契約以外の医療保険契約をいい、医療保険契約が継続されて	
	きた最初の保険契約をいいます。	
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。	

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

この基本特約において、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の支払事由とは、 特約記載の支払事由(注)をいい、被保険者が支払事由に該当した場合に、当会社は、普 通保険約款、この基本特約および特約に従い、保険金を支払います。

(注) 特約記載の支払事由

以下この基本特約において「支払事由」といいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた支払事由に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に

かぎります。

- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ④ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、 爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由
- ⑤ ③または④のいずれかの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱 に基づいて生じた事由
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が 害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質(注4)によって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。

第3章 基本条項

第4条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) この基本特約が付帯された保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) この保険契約が継続契約である場合は、被保険者の身体の障害の発生の有無については、告知事項とはしません。
- (4)(3)にかかわらず、初年度契約の締結の後にこの保険契約の支払条件について当会社の保険責任を加重する場合は、被保険者の身体の障害の発生の有無については、告知事項とします。この場合において、保険契約者または被保険者が告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったときまたは事実と異なることを告げたときは、当会社は、この保険契約のうち当会社の保険責任を加重した部分を(2)と同様に解除することができます。
- (5)(2)および(4)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)または(4)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社がこの基本特約が付帯された保険契約締結の際、(2)または(4)に規定する 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注1)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、支払事由の原因となった事由が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)または(4)の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または保険契約締結時から 5 年を経過した場合
- ⑤ 保険期間の開始時(注2)から起算して1年以内に、保険金の支払事由が生じなかった場合
- (6) (2)または(4)の規定による解除が支払事由の原因となった事由が発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (7)(6)の規定は、(2)または(4)に規定する事実に基づかずに発生した支払事由については適用しません。
- (8) 当会社は、保険契約締結の際に、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

(注1) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) 保険期間の開始時

この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約の保険契約の開始時をいいます。ただし、保険契約の支払条件について当会社の保険責任を加重した場合は、保険責任を加重した時をいいます。

第5条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第6条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
 - ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第12条(重大事由による解除)(1)の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第12条(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当する場合
 - ④ 普通保険約款第12条(1)の④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約 (注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。
- (4)(3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第7条(保険料の取扱いー告知義務に伴う変更等の場合)

- (1) 第4条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険 契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既 に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①または②のいずれかに該当する損害等に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款、基本特約および特約に従い、保険金を支払います。
 - ① 追加保険料を領収した時までの期間中に生じた保険事故による損害等
 - ② 追加保険料を領収した時までの期間中に被った損害等

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第8条(保険料の取扱い-無効の場合)

普通保険約款第8条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合は、 当会社は、保険料を返還しません。

第9条(保険料の取扱い-失効の場合)

第5条(保険契約の失効)の規定により、保険契約が失効となる場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注)により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、この保険契約に傷害保険特約が付帯されている場合において、同特約第6条(傷害死亡保険金の支払)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。

(注) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

第10条 (保険料の取扱い-取消しの場合)

普通保険約款第10条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第11条(保険料の取扱い-解除の場合)

- (1) 普通保険約款第12条 (重大事由による解除) (1)、この基本特約第4条(告知義務) (2)もしくは(4)または同第7条(保険料の取扱いー告知義務に伴う変更等の場合) (2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または普通保険約款第11条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注1)により計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第6条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこ

の保険契約(注2)を解除した場合または同条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注2)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(3) 普通保険約款第12条(重大事由による解除)(2)の規定により、当会社がこの保険契約(注2)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第12条 (被保険者が複数の場合の取扱い)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとに普通保険約款、この基本特約および特約の規定を適用します。

第13条(準用規定)

この基本特約に定めのない事項については、この基本特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

保険料支払に関する特約

第1条(保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条(保険料領収前に支払事由の原因が生じていた場合の取扱い)

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中にこの保険 契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき

第3条(保険料不払の場合の保険契約の解除)

当会社は、保険契約者が第1条(保険料の払込み)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条(保険契約解除の効力)

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、基本特約および特約の規定を準用します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条 (戦争危険等免責の一部修正)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款または付帯された他の特約の保険金を支払わない場合の事由の規定中、

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注)」

とあるのは 「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動(注)。ただし、テロ行為(注) を除きます。

(注) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

と読み替えて適用します。

第2条 (この特約の解除)

当会社は、前条の規定中のテロ行為に関する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲(注)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

(注) この特約の引受範囲

この特約を引き受けできる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書 面等において定めたものをいいます。

第3条(特約解除の効力)

前条の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

保険期間に関する特約

第1条(保険責任の始期および終期)

当会社の支払責任は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯する他の特約の規定にかかわらず、保険証券に記載された保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わるものとします。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯する他の特約の規定を準用します。

新型コロナウイルス感染症一時金支払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	新型コロナウイルス感染症一時金保険契約の保険期間の終了時
	(注)を保険期間の開始時とする新型コロナウイルス感染症一時金
	保険契約をいいます。
	(注) 保険期間の終了時
	その新型コロナウイルス感染症一時金保険契約が保険期間
	の終了時前に解除されていた場合はその解除時とします。
初年度契約	継続契約以外の新型コロナウイルス感染症一時金保険契約をい
	い、新型コロナウイルス感染症一時金保険契約が継続されてきた
	最初の保険契約をいいます。
新型コロナウイ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行
ルス感染症	規則(平成10年厚生省令第99号) 第1条第15号に規定する新型コ
	ロナウイルス感染症(注)をいいます。
	(注) 新型コロナウイルス感染症
	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和
	2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に
	伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎり
	ます。)であるものにかぎります。
新型コロナウイ	普通保険約款、医療保険基本特約および新型コロナウイルス感
ルス感染症一時	染症一時金支払特約に基づく保険契約をいいます。
金保険契約	

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が第4条(この特約の責任開始日)に規定する責任開始日以降の 保険期間中に新型コロナウイルス感染症を発病した場合は、この特約、医療保険基本 特約および普通保険約款の規定に従い、第5条(新型コロナウイルス感染症一時金の 支払)に規定する一時金を支払います。
- (2)(1)の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって発病した新型コロナウイルス感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射 性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の 混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質(注4)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(この特約の責任開始日)

この特約における責任開始日は、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて 14日を経過した日の午前0時から開始します。

第5条 (新型コロナウイルス感染症一時金の支払)

当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の新型コロナウイルス感染症を 発病した場合は、2万円を一時金として被保険者に支払います。

第6条(発病の通知)

- (1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の新型コロナウイルス感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その新型コロナウイルス感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその新型コロナウイルス感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者の新型コロナウイルス感染症の発病の日から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の① から⑥までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 第2条(保険金を支払う場合)に規定する新型コロナウイルス感染症を発病したことを証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - ⑥ その他当会社が普通保険約款第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項 の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に 当会社が交付する書面等において定めたもの

第8条(当会社の指定する医師が作成した診断書の要求)

(1) 当会社は、第6条(発病の通知)の通知または前条の規定による請求を受けた場合は、

新型コロナウイルス感染症の発病の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する 医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断のために要した費用(注)は、当会社が負担します。

(注)費用

収入の喪失を含みません。

第9条(代位)

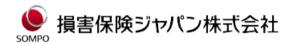
当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した新型コロナウイルス感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第10条 (医療保険基本特約の適用除外)

この特約の規定が適用される場合は、医療保険基本特約第3条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および医療保険基本特約の規定を準用します。



対象プラン

コロナお見舞い金

団体総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款、この保険契約に付帯された基本特約および特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残
	された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったも
	のまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とするこ
	とによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する
	事項を含みます。
支払事由	基本特約または特約に規定する支払事由をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷
	害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、
	吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細
	菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
	(注) 中毒症状
	継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きま
	す。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
損害等	この普通保険約款、この保険契約に付帯された基本特約および特約の
	規定により、当会社が支払うべき疾病、傷害、損害または損失等をいい
	ます。
他の保険契約	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保
等	険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。
	(注)医師
	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下、
	この普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯された基本特約および特
	約において同様とします。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事
	情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の
	実質を備える状態にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	基本特約または特約に規定する保険金をいいます。

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、この普通保険約款もしくはこの保険契約に付帯された基本特約または特約に記載の支払事由に該当した場合に、この普通保険約款、基本特約および特約に従い、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された基本特約または特約の規定によります。

第3章 基本条項

第4条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前にその原因が生じていた支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(注) 初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

第5条(告知義務)

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、この保険契約に付帯された基本特約および特約の規定に従い、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第6条 (通知義務)

保険契約締結の後、基本特約および特約に規定する通知義務に該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第8条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。

第9条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、基本特約または特約に規定する保険契約の失効に掲げる事由に該当した場合は、保険契約は効力を失います。

第10条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会 社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもっ て、この保険契約を取り消すことができます。

第11条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第12条 (重大事由による解除)

(1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に

対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に 基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせよ うとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与 をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過 大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)の③のア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた保険事故に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故(注3)の生じた後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故(注3)による損害等に対しては、当会社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険事故

(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注4) 保険金

(2)の②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第13条 (被保険者による保険契約の解除請求)

被保険者が保険契約者以外の者である場合において、基本特約または特約に規定する 被保険者による保険契約の解除請求に掲げる事由に該当した場合は、その被保険者は、 この保険契約(注)を解除することを求めることができます。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第14条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条(保険料の取扱い)

第8条(保険契約の無効)から第13条(被保険者による保険契約の解除請求)までの 規定により、この保険契約が無効、失効、取消しあるいは解除となる場合の保険料の返 還または請求については、基本特約または特約において定めるものとします。

第16条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された基本特約または特約に 定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保 険契約に付帯された基本特約または特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が 求めるものを提出しなければなりません。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、疾病または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の 規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、 もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それに よって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 配偶者

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族 にかぎります。

第17条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故または発病の原因、事故 発生または発病の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、疾病または傷害の程度または損害の額(注2)、事故または発病と損害等との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、 無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害または高度障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害または高度障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から ⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保 険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった 場合(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に 算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が基本特約または特約の保険金の請求の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

- (注3) 次の①から⑤までに掲げる日数
 - ①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第18条 (時効)

保険金請求権は、第16条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を 経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡 時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に関 する権利および義務が移転するものとします。

第20条 (保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に関する義務を負うものとします。

第21条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第22条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

医療保険基本特約

(この基本特約の趣旨)

- (1) この基本特約は、疾病保険特約、傷害保険特約またはがん保険特約等とともに、普通 保険約款に付帯され、団体用医療保険の約款を構成するものです。
- (2) この保険契約で支払われる保険金は、付帯される特約により、それぞれ次の①から③ までのとおりとします。ただし、他の特約が付帯される場合は、その特約の規定により、 支払われる保険金が追加または削除となることがあります。
 - ① 疾病保険特約が付帯される場合 疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病退院後通院保険金
 - ② 傷害保険特約が付帯される場合 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷 害通院保険金
 - ③ がん保険特約が付帯される場合 がん入院保険金、がん手術保険金およびがん通院保険金

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この基本特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

1 1 1 1 1 1 1 1		
用語	定義	
医療保険契約	普通保険約款、医療保険基本特約および特約に基づく保険契約をい	
	います。	
継続契約	医療保険契約の保険期間の終了時(注)を保険期間の開始時とする医療保険	
	契約をいいます。	
	(注)保険期間の終了時	
	その医療保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた場合はその解	
	除時とします。	
初年度契約	継続契約以外の医療保険契約をいい、医療保険契約が継続されて	
	きた最初の保険契約をいいます。	
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。	

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

この基本特約において、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の支払事由とは、 特約記載の支払事由(注)をいい、被保険者が支払事由に該当した場合に、当会社は、普 通保険約款、この基本特約および特約に従い、保険金を支払います。

(注) 特約記載の支払事由

以下この基本特約において「支払事由」といいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた支払事由に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に

かぎります。

- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ④ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、 爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由
- ⑤ ③または④のいずれかの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱 に基づいて生じた事由
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が 害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質(注4)によって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。

第3章 基本条項

第4条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) この基本特約が付帯された保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) この保険契約が継続契約である場合は、被保険者の身体の障害の発生の有無については、告知事項とはしません。
- (4)(3)にかかわらず、初年度契約の締結の後にこの保険契約の支払条件について当会社の保険責任を加重する場合は、被保険者の身体の障害の発生の有無については、告知事項とします。この場合において、保険契約者または被保険者が告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったときまたは事実と異なることを告げたときは、当会社は、この保険契約のうち当会社の保険責任を加重した部分を(2)と同様に解除することができます。
- (5)(2)および(4)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)または(4)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社がこの基本特約が付帯された保険契約締結の際、(2)または(4)に規定する 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注1)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、支払事由の原因となった事由が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)または(4)の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または保険契約締結時から 5 年を経過した場合
- ⑤ 保険期間の開始時(注2)から起算して1年以内に、保険金の支払事由が生じなかった場合
- (6) (2)または(4)の規定による解除が支払事由の原因となった事由が発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (7)(6)の規定は、(2)または(4)に規定する事実に基づかずに発生した支払事由については適用しません。
- (8) 当会社は、保険契約締結の際に、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

(注1) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) 保険期間の開始時

この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約の保険契約の開始時をいいます。ただし、保険契約の支払条件について当会社の保険責任を加重した場合は、保険責任を加重した時をいいます。

第5条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第6条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
 - ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第12条(重大事由による解除)(1)の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第12条(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当する場合
 - ④ 普通保険約款第12条(1)の④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約 (注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。
- (4)(3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第7条(保険料の取扱いー告知義務に伴う変更等の場合)

- (1) 第4条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険 契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既 に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①または②のいずれかに該当する損害等に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款、基本特約および特約に従い、保険金を支払います。
 - ① 追加保険料を領収した時までの期間中に生じた保険事故による損害等
 - ② 追加保険料を領収した時までの期間中に被った損害等

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第8条(保険料の取扱い-無効の場合)

普通保険約款第8条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合は、 当会社は、保険料を返還しません。

第9条(保険料の取扱い-失効の場合)

第5条(保険契約の失効)の規定により、保険契約が失効となる場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注)により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、この保険契約に傷害保険特約が付帯されている場合において、同特約第6条(傷害死亡保険金の支払)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。

(注) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

第10条(保険料の取扱い一取消しの場合)

普通保険約款第10条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第11条(保険料の取扱い-解除の場合)

- (1) 普通保険約款第12条(重大事由による解除)(1)、この基本特約第4条(告知義務)(2)もしくは(4)または同第7条(保険料の取扱いー告知義務に伴う変更等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または普通保険約款第11条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注1)により計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第6条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこ

の保険契約(注2)を解除した場合または同条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注2)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(3) 普通保険約款第12条(重大事由による解除)(2)の規定により、当会社がこの保険契約(注2)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第12条 (被保険者が複数の場合の取扱い)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとに普通保険約款、この基本特約および特約の規定を適用します。

第13条(準用規定)

この基本特約に定めのない事項については、この基本特約の趣旨に反しないかぎり、普通 保険約款の規定を準用します。

保険料支払に関する特約

第1条(保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条(保険料領収前に支払事由の原因が生じていた場合の取扱い)

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中にこの保険 契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき

第3条(保険料不払の場合の保険契約の解除)

当会社は、保険契約者が第1条(保険料の払込み)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条(保険契約解除の効力)

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、基本特約および特約の規定を準用します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条 (戦争危険等免責の一部修正)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款または付帯された他の特約の保険金を支払わない場合の事由の規定中、

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注)」

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注)。ただし、テロ行為(注) を除きます。

(注) テロ行為

とあるのは

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

と読み替えて適用します。

第2条 (この特約の解除)

当会社は、前条の規定中のテロ行為に関する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲(注)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

(注) この特約の引受範囲

この特約を引き受けできる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書 面等において定めたものをいいます。

第3条(特約解除の効力)

前条の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

保険期間に関する特約

第1条(保険責任の始期および終期)

当会社の支払責任は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯する他の特約の規定にかかわらず、保険証券に記載された保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わるものとします。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯する他の特約の規定を準用します。

新型コロナウイルス感染症一時金支払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	新型コロナウイルス感染症一時金保険契約の保険期間の終了時
	(注)を保険期間の開始時とする新型コロナウイルス感染症一時金
	保険契約をいいます。
	(注) 保険期間の終了時
	その新型コロナウイルス感染症一時金保険契約が保険期間
	の終了時前に解除されていた場合はその解除時とします。
初年度契約	継続契約以外の新型コロナウイルス感染症一時金保険契約をい
	い、新型コロナウイルス感染症一時金保険契約が継続されてきた
	最初の保険契約をいいます。
新型コロナウイ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平
ルス感染症	成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウ
	イルス感染症(注)をいいます。
	(注) 新型コロナウイルス感染症
	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和
	2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に
	伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎり
	ます。)であるものにかぎります。
新型コロナウイ	普通保険約款、医療保険基本特約および新型コロナウイルス感
ルス感染症一時	染症一時金支払特約に基づく保険契約をいいます。
金保険契約	

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が第4条(この特約の責任開始日)に規定する責任開始日以降の保険期間中に新型コロナウイルス感染症を発病した場合は、この特約、医療保険基本特約および普通保険約款の規定に従い、第5条(新型コロナウイルス感染症一時金の支払)に規定する一時金を支払います。
- (2)(1)の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって発病した新型コロナウイルス感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射 性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の 混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質(注4)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(この特約の責任開始日)

この特約における責任開始日は、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて 14日を経過した日の午前0時から開始します。

第5条 (新型コロナウイルス感染症一時金の支払)

当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の新型コロナウイルス感染症を 発病した場合は、2万円を一時金として被保険者に支払います。

第6条(発病の通知)

- (1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の新型コロナウイルス感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その新型コロナウイルス感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその新型コロナウイルス感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者の新型コロナウイルス感染症の発病の日から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の① から⑥までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 第2条(保険金を支払う場合)に規定する新型コロナウイルス感染症を発病したことを証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - ⑥ その他当会社が普通保険約款第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項 の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に 当会社が交付する書面等において定めたもの

第8条(当会社の指定する医師が作成した診断書の要求)

(1) 当会社は、第6条(発病の通知)の通知または前条の規定による請求を受けた場合は、

新型コロナウイルス感染症の発病の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する 医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断のために要した費用(注)は、当会社が負担します。

(注)費用

収入の喪失を含みません。

第9条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した新型コロナウイルス感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第10条 (医療保険基本特約の適用除外)

この特約の規定が適用される場合は、医療保険基本特約第3条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および医療保険基本特約の規定を準用します。